



曾於市

Agriculture Committee Magazine of S00-City

農業委員会だより

令和8年3月発行(第21号)曾於市農業委員会



鳥獣被害に関する研修

主な内容

- ◇会長あいさつ…………… 2
- ◇市長への意見書…………… 3
- ◇農作業別標準賃金表…………… 5
- ◇曾於市賃借料情報…………… 6
- ◇曾於市農業委員会委員の候補者募集について… 7
- ◇農業者年金制度について
新規加入者の声・農業者年金受給者の声 … 8
- ◇農地転用等について・周囲に迷惑がかからない
ように管理しましょう。 …… 9
- ◇認定農業者・新規就農者紹介…………… 10
- ◇農業委員・農地利用最適化推進委員名簿・
全国農業新聞の購読 …… 10

豊かな自然の中で
みんなが創る
笑顔輝く元気なまち



会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第21号の発行に当たり、御挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、日頃より本市農業委員会の活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。国際情勢の不安定化、気候変動、人口減少や高齢化など、農業経営に様々な影響を与えています。

昨年、私たちの生活に大きな影響を与えた出来事の一つが、米をめぐる混乱でした。店頭から米が一時的に消える光景や価格の高騰、備蓄米の放出等、農業の問題が一気に生活の問題として可視化された象徴的な出来事であり、需給混乱は、消費者の認識と農業の現実のかい離を強く感じさせるものでした。

このような中、四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法が施行され、令和7年4月には新しい「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。最大のポイントは、平時からの食料安全保障の実現と、そのための農業構造の集中的な転換です。

食料の安定的な供給については、国内農業生産の増大を基本としつつ、安定的な輸入及び備蓄の確保、さらには、食料供給能力を確保するための輸出促進も位置づけられています。海外からの食料輸入が不安定化するリスクや、世界的な食料需要の増加に対応するため、国内の食料自給率向上と、海外へも供給できる力の強化が重視されています。

農業は「食」を支える最も重要な産業であり、持続的な発展には、農業経営の収益力を高め、農業者の所得向上が必要です。農業委員会では、地域の貴重な資源である農地を守り、次世代へ継承していく重要な役割を果たすためにも、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等による農地利用の最適化を推進してまいります。

また、本年7月に農業委員19人、同年9月には農地利用最適化推進委員19人の改選期を迎えます。改選にあたっては、性別や年齢にかかわらず多様な人材の参画が求められています。認定農業者等の担い手はもとより、女性や青年農業者がそれぞれの視点や発想をもって、地域農業の発展に一層貢献していただきたいと強く願っています。

地域農業の持続的な発展のために、これからも農業者や関係機関の皆様と協力し、積極的に農業委員会活動に取り組んでまいりますので、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市長への意見書



令和7年11月11日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する意見書を市長に提出しました。

1. 耕作放棄地の活用と農業環境整備について

現在、地域には耕作放棄地が点在しており、中でも一定のまとまりを持つ農地については、農地バンクを活用した圃場整備を進め、農家への利活用を積極的に促進することが求められます。これにより、遊休農地の再生だけでなく、農業者の所得向上や新規就農者の受け入れにもつながるものと考えます。

また、農業の大型機械化が進む中で、農道の幅が狭く、未整備な箇所が数多く見受けられます。特に住宅地に近い地区では、車両のすれ違いが困難であるうえ、雨天時には水溜りや滑りによる危険も多く、安全面に大きな課題を抱えています。

将来の地域農業を担う若者たちが、安心・安全に作業を行える環境を整えるためにも、農道の整備は急務であると考えます。

つきましては、耕作放棄地の有効活用とあわせて、農業インフラの改善に積極的に取り組んでいただきたい。

2. 新規就農者支援・推進について

現在本市では、高齢化等の影響により農業の継続が困難となり、離農を検討されている農家の方々が増加していると聞いております。特に、後継者が不在であることから、農業経営を徐々に縮小し、最終的にはやむなく離農せざるを得ない実情も見受けられます。

このような状況を受け、農地・農業技術の円滑な継承と新規就農者の支援を同時に実現する施策として、以下のような制度の創設を検討いただきたい。

① 離農予定農家の登録制度の創設

将来的に農地・農機具の譲渡や農業経営の継承を希望する農家の方に、「農業版空き家バンク」のような形で登録していただく。

② 新規就農希望者とのマッチング

登録された情報をもとに、新規就農希望者とのマッチングを行い、条件が合致した場合は、1～2年間の共同作業を通じて、技術や経営ノウハウを継承する機会を設ける。

③ 円滑な継承支援の体制整備

一定期間の研修・実務経験の後、農地・農機具の譲渡・継承がスムーズに行えるよう、制度的・財政的な支援体制を構築する。

このような制度が整備されれば、離農を考えている農家の方々にとっては、自らの経験や資産を次世代へと引き継ぐことが可能となり、新規就農者にとっても、不安や初期投資の負担を軽減し、農業への参入を現実的なものとする可以考虑。

3. 鳥獣(イノシシ・シカ・サル)被害への対応について

近年、イノシシ・シカ・サルによる農作物の被害が頻発しております。農家としては電気柵の設置等による自衛策を講じておりますが、それだけでは限界があり、被害は後を絶ちません。猟友会の皆様に

もご尽力いただいておりますが、個体数は増加の一途をたどっております。

また、最近では、電気柵用バッテリーの盗難・破壊などの被害も発生しており、被害対策そのものが機能しなくなるケースも見られます。これらの状況を踏まえ、市、猟友会、そして警察が連携し、「対策本部」のような組織を立ち上げ、地域全体として継続的かつ戦略的な個体数削減および被害抑止の取組をお願いしたい。

4. 外来種(ジャンボタニシ)による農作物被害への対応について

8年ほど前より、外来種であるジャンボタニシの繁殖が進み、田植え直後の稲が、翌朝には9割以上食害されるといふ甚大な被害が発生しています。被害を受けた圃場では、2回目の田植えを余儀なくされるなど、農家の負担は極めて大きくなっています。

現在は、田植え後に薬剤(スクミノン)を散布し対応していますが、効果は約1週間程度と短く、価格も1反当たり3,000円~9,000円と高額で、農家の経済的負担が重くのしかかっています。

なお、ジャンボタニシ駆除には椿油粕も効果があるとされていますが、河川への影響を考慮し使用が禁止されている状況です。このような中で、現時点で最も効果があるのはスクミノンの使用と考えており、個人による対策だけでは限界があります。

そこで、市として、圃場単位や地域単位での一体的な防除体制の構築とともに、スクミノン等の防除資材に対する補助制度の創設・拡充を検討いただきたい。

5. 日本型の農家への直接支払い実現に向けた要望について

近年の米価格の高騰をきっかけに、ようやく多くの消費者が米農家の厳しい現状に目を向けるようになりました。国の農業経営統計によると、米農家1経営体あたりの年間所得(経費等を差し引いた額)は、2021年、2022年ともに平均わずか1万円であり、労働時間で換算すると「時給10円」にも満たないと報じられております。

このような状況では、農業を継続することが困難であるだけでなく、将来的な担い手の減少にもつながります。実際に、農業従事者の平均年齢は68.7歳と高齢化が進んでおり、農業離れは深刻な問題です。また、日本の食料自給率は先進国の中でも特に低く、「食の安全保障」の観点からも、農業の持続可能性を高める政策が求められております。

欧米諸国では、農産物価格の安定と農家の経営継続を目的として、「価格転嫁」と「直接支払い」を組み合わせた制度が導入されています。日本においても、こうした制度の導入により、農業経営の安定化を図り、若い世代が農業に希望を持って参入できる環境を整える必要があります。

つきましては、県や国に対し「日本型の農家への直接支払い制度」の導入に向けた働きかけを強く行っていただきたいと思います。これにより、地域の農業が持続可能なものとなり、農村地域の維持・発展、そして消費者への食料供給の安定にも寄与することと考えます。

(参考) 1)「食料・農業・農村基本計画」の論点、鈴木亘弘(東京大学大学院特任教授)、全国農業新聞、2024.11.11.15

2)「米農家の「時給」23年も厳しく農業経営統計調査(確報)から試算「欧米並みの所得補償」必要性を示唆」、JAcom農業協同組合新聞、2025.10.14

6. 相続登記の義務化の情報発信について

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。農地において、所有権移転や貸借の相談を受けた際、登記名義人が死亡している場合は相続登記をするよう指導していますが、費用や手続きの煩雑さから敬遠される方もしばしば見受けられます。

相続登記が完了していない場合、所有権移転はできませんし、貸借においても相続人の過半の同意が必要となるなどスムーズな権利移転ができなくなります。また、圃場整備などの公共事業においても、相続未了の農地があった場合、相続人全員の同意が必要であり、相続人全員から同意が得られない場合は事業の対象区域から除外せざるを得ないなど、事業にも支障をきたすケースもあると伺っています。

この状況を踏まえ、市民環境課や税務課とも連携し、相続登記が義務化されたことの情報を広報してくださるよう要望します。相続登記がスムーズに行えれば、農地の円滑な権利移動・移転や、公共事業の推進が図られ、地域全体の活性化にもつながると考えます。

また、相続登記において、住民にとってわかりやすく、迅速に手続きを進められる仕組みの整備についても、今後国や県に対し要望していただければと考えます。

7. その他

これまでに要望した、鳥インフルエンザ等の畜産に関する防疫対策、宮ヶ原荒谷IC設置に関する国・県への働きかけ等については、継続した取組を要望します。

令和8年度農作業別標準賃金表

令和8年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。
 整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類		区分	標準賃金	備考
一般作業		1日8時間労働	8,208円	鹿児島県最低賃金 (時給 1,026円)
水田 作業	荒起	10a 当たり	4,400円	イタリアン跡地 5,000円
	中代	10a 当たり	4,400円	
	植代	10a 当たり	6,600円	
	畔塗り	1m 当たり	100円	畔塗り機使用
	田植え	10a 当たり	7,400円	
	水稲育苗	1箱 当たり	825円	予約ありの場合
	稲刈り コンバイン	10a 当たり	17,600円	倒伏・湿田等で刈取りに支障がある場合は割増
サブソイラー	10a 当たり	3,200円	排水作業	
一般畑 作業	肥料機械散布	10a 当たり	2,100円	1回 当たり
	堆肥散布 (完熟堆肥のみ)	10a 当たり	2,600円	マニアスプレッダー使用
	ロータリー耕耘	10a 当たり	4,400円	イタリアン跡地 5,000円
	深耕ロータリー	10a 当たり	11,600円	
	マルチ作業	1本 当たり	2,600円	1本 400m、資材費本人負担
	同時マルチ(テロン)	1本 当たり	3,200円	1本 400m、資材費本人負担
	土壌消毒	1缶 当たり	3,200円	10a 当たり 1缶、鎮圧は別途料金
	ブラウ耕耘 ブラソイラー	10a 当たり	4,700円 3,700円	
飼料 作業 (播種・ 収穫)	トウモロコシ等播種	10a 当たり	3,500円	種子代は本人負担
	イタリアン刈取	10a 当たり	3,200円	
	イタリアン集草・反転	10a 当たり	1,100円	1回 当たり
	イタリアン梱包	1梱包	140円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)
	ロールラッピング	1ロール	3,700円	標準(直径1m×高さ1m)
	ロール(ラップなし)	1ロール	2,600円	標準(直径1m×高さ1m)
	ブームモア作業	1分 当たり	140円	1時間 当たり 8,400円
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)	2t車	13,500円~	土着菌入り有機堆肥で、土づくりを 図りましょう!	

☆この表の標準賃金は、市内外の農作業等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われまふので、標準額を参考に両者で話し合つて、適正な賃金で農作業がスムーズに行われようようにしてください。

曾於市農業委員会事務局	☎ 0986-76-8818
曾於市有機センター	☎ 0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎ 0986-76-7347
曾於市農業公社	☎ 099-482-3765

※土づくりは土壌診断から!土壌診断(無料)をご利用ください。

曾 於 市 賃 借 料 情 報

この賃借料情報については、農家が田畑の貸し借りをする際の参考とすため、令和 7 年の賃借料の情報を提供するものです。
 田畑の賃借料の適正を図るため、農業委員会が情報提供するもので、賃借料については、正規の賃貸借契約手続きにより許可を受
 け、この賃借料情報を参考として、貸借人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

(10a 当たり)

		平均額	最低額	最高額	平均額	最低額	最高額
未吉地区	田	8,200円	2,600円	33,100円	普通畑	8,100円	24,100円
	畑				飼料	7,800円	38,000円
	茶				茶	12,100円	28,100円
大隅地区	田	6,800円	2,400円	16,800円	普通畑	8,300円	21,600円
	畑				飼料	5,800円	11,000円
	茶				茶	14,700円	22,800円
財部地区	田	8,500円	3,200円	20,000円	普通畑	8,400円	10,700円
	畑				飼料	8,200円	10,000円
	茶				茶	14,600円	18,000円

※ 100 円未満切捨て算出。

曾於市農業委員会委員の候補者を募集します！

曾於市では、推薦及び一般応募による曾於市農業委員候補者を次のとおり募集します。

- 1 募集人数** 19人（認定農業者等が過半を占める事、その他利害関係を有さない者、女性や若者の積極的登用）
- 2 任用期間** 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間
- 3 業務内容** 農地の権利移動や転用に係る許認可業務、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う調査・指導等
- 4 委員報酬** 50,600円（月額） 別途活動報酬
- 5 推薦を受ける者及び一般応募する者の資格**

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 市の附属機関の委員でない者
- (3) 市の職員でない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

6 推薦及び一般応募の方法

- (1) 市内の地区又は全域からの推薦を受ける場合
曾於市農業委員会委員推薦書（個人推薦・様式第1号）、経歴・農業経営の詳細（別紙）に必要事項を記入し、農業者等3人以上が連署して、推薦してください。
- (2) 団体等から推薦を受ける場合
曾於市農業委員会委員推薦書（法人又は団体推薦・様式第2号）、経歴・農業経営の詳細（別紙）に必要事項を記入し、その推薦をする法人又は団体の代表者が推薦してください。
- (3) 一般募集
自ら応募するときは、曾於市農業委員会委員応募届出書（様式第3号）、経歴・農業経営の詳細（別紙）に必要事項を記入し、提出してください。

※ 募集内容等の詳細については、曾於市ホームページをご確認ください。また様式第1号から様式第3号及び別紙については、曾於市農業委員会事務局で配布するほか、市ホームページからもダウンロード可能です。

7 受付期間

令和8年4月3日(金)から令和8年4月30日(木)までの28日間
(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで) ※ただし、土・日・祝日の場合は、受付できません。

8 選考方法

曾於市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類等をもとに選考します。
なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

9 提出先・問い合わせ先

◆ 〒899-8692 曾於市末吉町二之方1980番地 曾於市農業委員会事務局 ☎ 0986-76-8818

10 その他

受付期間の中間及び期間終了後に曾於市のホームページ等で、提出のあった推薦及び一般募集に係る書類をもとに次の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者及び一般応募した者の氏名、職業、年齢等
- (2) 推薦を受けた者の数、応募した者の数及びそのうちの認定農業者の数

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入できます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

- 次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。
 - ※ 政策支援を受けるには、年金納付期間が 20 年以上見込まれること及び農業所得が 900 万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて 20,000 円となります。
 - ※ 令和 4 年から、**「保険料納付下限額の引き下げ」、「支給開始時期の選択肢の拡大」**及び**「加入可能年齢の引き下げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは農業委員会事務局またはお近くの JA へお問い合わせください。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料月額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の22年間（令和5年度まで）の運用利回りの平均は、年率3.05%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

○新規加入者の声



本村 雄太さん(財部町下財部)

本村さんはお茶7.3haを栽培し、農業経営に取り組んでおります。農業者年金には、今年度加入されました。「経営も安定してきて、国民年金だけでは心許ないと感じたため、加入を決めました。」と今後への思いを語っていただきました。

○農業者年金受給者の声



平田 早人さん 真由美さん(財部町南俣)

平田さんご夫妻は昭和59年にブローラー農家として就農し、農業者年金に加入されました。払込期間中は不安を感じられたこともありましたが、現在受給を開始し、「加入していて良かった」と実感されています。10年前に農場を後継者の亮真さんへ引き継ぎ、今では指導や協力を楽しみに農場を訪れる日々を送られています。

農地の転用には



STOP農地の違反転用

許可が必要です!

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎、ロール置場などに土地利用を変更することです。このような場合は、自分の土地であっても、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、登記地目が田・畑でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。
申請は、本庁の農業委員会事務局で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅・畜舎などを建築するため農地を買う・借りる
- 他人名義の農地を購入し、杉・クヌギなどを植林する
- 資材置場、駐車場などとして利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります!

許可を受けずに行った行為は、農地法の違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下の（法人は1億円以下）の罰金となります。

無断転用の土地を有している場合、今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、転用の申請を保留にする場合がありますので、速やかに無断転用の是正を行ってください。

周囲に迷惑がかからないように管理しましょう!

近年、耕作放棄地が増加傾向にあり、特に夏場には、荒れた農地周囲の農業者等から多くの相談・苦情が寄せられています。農地法第2条の2の規定では、「農地所有者等は、当該農地を農業上の適正かつ効率的な利用確保に努めなければならない。」とされています。

認定農業者紹介



新田 栄博さん

末吉町高岡下の新田栄博さんは、妻と両親の 4 人で和牛繁殖親牛 65 頭と水稲 2.5ha を経営しています。和牛繁殖農家の高齢化や資材価格の高騰など厳しい状況が続く中でも、各種対策に取り組みながら、地域に根ざした安心・安全な農畜産物の生産に努めています。

新規就農者紹介



伊地知 楓翔さん

末吉町富田の伊地知楓翔さんは鹿児島県立農業大学校を卒業後、令和 6 年 10 月に畜産業を開始しました。幼少期からの牛への親しみを原点に、株式会社加治佐畜産で働きながら技術向上に励んでいます。現在牛を 25 頭飼育しており、将来は 100 頭の飼育を目指して奮闘中です。地域の未来を担う楓翔さんの挑戦に期待が寄せられます。



曾於市農業委員・農地利用最適化推進委員名簿 (任期 令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日まで)

○農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・最適化推進委員又は農業委員会事務局まで！

地区	農業委員	農地利用最適化推進委員	地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
末吉地区	山口 裕之	中村 智明	財部地区	吉満 忠吉	鬼丸 純一
	末永 美文	光行 純市		小倉 範房	橋口 まゆ
	高岡 俊彦	新田 栄博		柿木 伸幸	田中 正美
	迫 将嗣	柳田 大輝		片平 敏生	本村 雄太
	小島 文哉	伊達 浩平	大隅地区	大口 徳明	窪田 則秋
	三嶋 里香	竹下 友子		池之上三好	永田幸八郎
	長野 浩子	今西 太一		荻迫 純明	新留 博文
	濱田 實	薄窪 剛志		酒匂 孝一	遠矢 忍
		八木 強		豊永 峯雄	
		岩村 秀男		領家 一己	
		伊地知輝男	小濱 光		

“全国農業新聞”の購読を!

全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行 定価 月 900 円 (送料を含む)

農業委員会事務局

☎ 0986-76-8818

申し込みは…

農業委員会事務局へお声掛けください。